

確認検査業務約款

日本タリアセン株式会社

(趣旨)

第1条 この確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）は、日本タリアセン株式会社（以下「JTC」という。）が、建築主、設置者または築造主（以下「建築主等」という。）が計画する建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の事前相談、建築確認、中間検査及び完了検査の業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、JTC が別に定めた確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき、確認検査業務を引受け、契約することについての必要な事項を定める。

(責務)

第2条 建築主等及び JTC は、契約した確認検査業務を適正に遂行するため、建築基準関係規定を遵守し、JTC の定めた業務約款、業務規程及び手数料規程に基づいて契約したことを、誠意をもって履行しなければならない。

2 建築主等及び JTC は、確認検査業務を遂行するにあたり、次に掲げるそれぞれの責務を遵守しなければならない。

(1) 建築主等の責務

1) 建築主等は、JTC への建築確認申請書及び添付図書について事実と相違ない事を記載しなければならない。

2) 建築主等は、手数料規程に基づき算定された額の手数料を、第 5 条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに、第 6 条に規定した方法により支払わなければならない。

3) 建築主等は、この契約に定めのある場合、又は JTC の請求があるときは、JTC の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に JTC に提供しなければならない。

4) 建築主等は、JTC が確認検査業務を遂行するにあたり、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な（計画の敷地、建築物、その他確認検査業務遂行上必要な）調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

5) 建築主等は、JTC の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し JTC の審査において必要と認められる追加説明書等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対して、速やかに補正や追加説明書等必要な措置を取らなければならない。JTC が期限を明示した場合、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等の提出の求めについても同様とする。

6) 建築主等は、JTC が確認済証を交付した後に計画を変更する場合において、規則第 3 条の 2 に定める軽微な変更をおこなうときは、JTC に速やかに変更部分に関する図書を提出し、また、その計画の変更が、規則第 3 条の 2 に定める軽微な変更以外のときは、建築主等は速やかに計画変更確認申請書を提出し、JTC と確認検査業務の契約を締結しなければならない。

(2) JTC の責務

1) JTC は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を第 4 条に規定

する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

2)JTC は、建築主等から JTC の確認検査業務の内容、進捗状況及びその他について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3)JTC は、引受けた確認検査業務が法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物に係るものである場合であって、法第 6 条の 3 第 5 項に規定する通知書の交付を受けたときは、JTC は当該通知書に記載された期間の限りにおいて、確認の期限を延長することができる。

3 建築主等が、第 2 条第 2 項第一号に定める建築主等の責務 1) から 6) に掲げる責務を怠ったとき、その他 JTC の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を終えることができないときは、JTC は、建築主等にその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合、建築主等と JTC が協議の上必要と認められる期日の変更その他を決定する。

(契約の締結)

第3条 建築主等が、確認検査業務を JTC に業務委託し、JTC が定めた業務約款、業務規程及び、手数料規程その他関連規程等に基づき、JTC が引受けたときは契約を締結したものとす。

2 この契約（業務約款、業務規程、手数料規程その他関連規程等を含む。）について疑義が生じたときは、建築主等と JTC は信義誠実の原則に則り協議の上解決するものとする。

(業務期日)

第4条 確認検査業務の段階に応じて次の各項のとおり業務期日を定める。

- 1 建築確認業務
引受承諾書発行日から業務完了予定日
- 2 中間検査業務
引受証に定める検査予定日の翌日
- 3 完了検査業務
引受証に定める検査予定日の翌日

(手数料の支払期日)

第5条 甲の支払期日は、乙が発行する請求書に記載された支払期日とする。

2 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることができる。

(手数料の支払)

第6条 建築主等は、手数料を、前条の支払期日までに、JTC の指定する銀行口座に振り込みの方法により支払うものとする。ただし、緊急を要するとき又は業務上必要と判断されるときは、協議の上、別の方法によることができる。

2 前項の払込みにかかる費用は、建築主等の負担とする。

(手数料の返還)

第7条 収納した確認検査業務手数料については返還しない。ただし、JTC の責に帰すべき事由により確認検査業務が実施できなかったときは建築主等へ返還する。

(確認審査中の計画変更)

第8条 建築主等は確認済証の交付前までに建築主等の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、建築主等は、当該確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を JTC に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

(建築主等の解除権)

第9条 建築主等は、次の各号の一に該当するときは、JTC に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) JTC が、正当な理由なく、第 4 条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) JTC がこの契約に違反したことにつき、建築主等が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、建築主等は、JTC の業務が完了するまでの間、いつでも JTC に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、建築主等は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を JTC に請求することができる。また、建築主等は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第 2 項の契約解除の場合、JTC は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを建築主等に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を建築主等に請求することができる。
- 5 第 2 項の契約解除の場合、前条の定めるほか、JTC は、損害を受けているときは、その賠償を建築主等に請求することができる。

(JTC の解除権)

第10条 JTC は、次の各号の一に該当するときは、建築主等に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 建築主等が、正当な理由なく、第 5 条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わないとき
- (2) 建築主等がこの契約に違反したことにつき、JTC が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項の契約解除の場合、JTC は、手数料が既に支払われているときは、これを建築主等に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を建築主等に請求することができる。また、JTC は、その契約解除によって建築主等に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第 1 項の契約解除の場合、前条の定めるほか、JTC は、損害を受けているときは、その賠償を建築主等に

請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第11条 JTC は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等（建築物に限る）の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。

2 前項の通知によって建築主等に生じた損害については、JTC はその賠償の責めに任じないものとする。

(電子申請)

第12条 甲の確認申請、中間検査又は完了検査申請（以下「確認申請等」という。）が電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、確認済証、中間検査合格証及び検査済証については、電子申請がなされた場合であっても、書面で交付する。

- (1) 業務規程第 17 条第 4 項の引受承諾書の交付
- (2) 業務規程第 26 条第 6 項の中間検査引受証及び第 32 条第 7 項の完了検査引受証の交付
- (3) 業務規程第 22 条第 1 項の施行規則別記第 15 号の 2 様式による通知書及び施行規則別記第 15 号の 3 様式による通知書の交付
- (4) 業務規程第 29 条第 1 項の施行規則別記第 30 号の 2 様式による通知書の交付
- (5) 業務規程第 35 条第 1 項の施行規則別記第 23 号の 2 様式による通知書の交付
- (6) 業務規程第 22 条第 2 項、第 29 条第 2 項及び第 35 条第 2 項における申請書の副本の添付

2 乙は、業務規程第 13 条に規定する確認検査業務を行う時間（以下「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第 17 条第 2 項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。

3 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、業務規程第 14 条第 2 項に規定する事務所とする。

(秘密保持)

第13条 JTC は、この契約に定める確認検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

(損害賠償)

第14条 建築主等及び JTC はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の 10 倍までとする。

(別途協議)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 10 月 10 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。

平成 26 年 6 月 1 日 制定

平成 27 年 6 月 1 日 改訂

平成 27 年 9 月 25 日 改訂

令和 5 年 2 月 1 日 改訂